

2021年3月2日

株 主 各 位

第36回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備についての
決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結計算書類の注記

計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の注記

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

日本たばこ産業株式会社

事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

- (1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イにいう「取締役等」をいう。）及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、その委員長を会長が務めるものとする。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においては「コンプライアンス統括室」をいい、子会社においてはそれに相当する部署等をいう。）は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、これら役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

（内部通報体制）

当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、内部通報体制として相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施する。

当社は、JTグループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとする。

（反社会的勢力排除に向けた体制）

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。JTグループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施する。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施する。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

③ 内部監査体制

当社監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行う。

- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録の保存及び管理

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

② その他の情報の保存及び管理

当社は、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

- (3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとする。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 平常時のリスク評価・管理体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、JTグループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行う。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得る。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

② 有事の対応

当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行う。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

② 当社における適切な権限委譲及び責任体制

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制とする。

当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行う。

③ JTグループに適用される規程及び指針の策定等

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築する。

(6) 当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① JTグループのミッション

JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、JTグループ内で共有する。

② グループマネジメント

当社は、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。コンプライアンス体制（通報体制を含む。）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役室の設置

当社監査役（以下、単に「監査役」という。「監査役会」、「監査役室」、及び「監査役室長」との表現も当社のそれを意味するものとする。）の職務を補助する組織として、監査役室を置く。

② 人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

(8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

② 監査役室所属の従業員の職務

監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

- (9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制
- ① 監査役会への報告
当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。
 - ② 監査役への求めに応じた適切な報告
当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。
 - ③ 内部通報の状況の報告
コンプライアンス統括室は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行う。
- (10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行う。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 会社法第388条に基づく費用又は債務の処理
当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 予算の設定等
当社は、監査役職務の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定する。また、監査役職務の監査に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な会議への出席等
監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができる。
 - ② 監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携
監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・JTグループでは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、これを記載した「JTグループ行動規範」の冊子等を当社及び子会社の役職員に配布するなど、JTグループ内での周知を実施しております。
- ・「JTグループコンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実及び講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、当社及び子会社の役職員を対象とした研修を定期的実施しております。
- ・内部通報体制については、社内外に相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないよう当社及び子会社の役職員に周知しております。また、JTグループコンプライアンス委員会において、定期的に相談・通報の内容を報告しております。
- ・反社会的勢力への対応については、お取引先からの表明・確約書の徴取や、当社及び子会社の役職員への定期的な研修等を継続して実施しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・金融・財務リスクについては、「グループ財務業務基本規程」に基づき、四半期毎に社長及び取締役会への報告を実施しております。
- ・社内管理体制の評価・検討については、「内部監査規程」に基づき、監査部から社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会への報告を実施しております。
- ・危機・災害については、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」に基づき、対処した事案等とその内容について四半期毎に、取締役会への報告を実施しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。
- ・重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る電子決裁の内容を随時確認しております。また、JTグループにおける監査役監査の充実のため、子会社監査役等と定期的に意見交換等を実施しております。
- ・監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

連結計算書類

連結持分変動計算書（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・フロー・ ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正 価値の純変動
2020年1月1日 残高	100,000	736,400	△492,469	1,556	△444,366	△132	11,201
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△170,009	224	△2,577
当期包括利益	—	—	—	—	△170,009	224	△2,577
自己株式の取得	—	—	△1	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	963	△334	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	—	—	30	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	△1,399
その他の増減	—	—	—	—	—	30	—
所有者との取引額等合計	—	—	962	△304	—	30	△1,399
2020年12月31日 残高	100,000	736,400	△491,507	1,252	△614,374	122	7,224

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合 計		
	確定給付型 退職給付制度の 再測定額	合 計				
2020年1月1日 残高	－	△431,741	2,750,506	2,662,696	80,916	2,743,611
当期利益	－	－	310,253	310,253	1,775	312,029
その他の包括利益	△5,927	△178,289	－	△178,289	△857	△179,145
当期包括利益	△5,927	△178,289	310,253	131,965	919	132,883
自己株式の取得	－	－	－	△1	－	△1
自己株式の処分	－	△334	△629	0	－	0
株式に基づく報酬取引	－	30	469	498	35	533
配当金	－	－	△273,200	△273,200	△1,276	△274,476
連結範囲の変動	－	－	－	－	8	8
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	－	－	846	846	△3,941	△3,095
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	5,927	4,528	△4,528	－	－	－
その他の増減	－	30	－	30	－	30
所有者との取引額等合計	5,927	4,254	△277,042	△271,826	△5,174	△277,000
2020年12月31日 残高	－	△605,776	2,783,718	2,522,834	76,660	2,599,495

連結計算書類の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は235社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、鳥居薬品㈱、テーブルマーク㈱であります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社等の数は13社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、Megapolis Distribution B.V.であります。

また、当社グループが有する共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① デリバティブ以外の金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、内部信用格付の低下等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収ができない又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集合的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。

また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産及び投資不動産(使用権資産を除く)

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 無形資産(使用権資産を除く)

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10～20年
ソフトウェア	5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(iii) 使用権資産

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定のコスト、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

⑥ 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込みまでの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

⑦ 収益の計上基準

(i) 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取引高については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

(ii) 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(iii) 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

⑧ のれんに関する事項

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑨ 外貨換算の方法

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の直物為替相場により円換算しております。超インフレ会計の詳細は「③超インフレの調整」に記載しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑪ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑫ 当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

⑬ 超インフレの調整

超インフレ経済下にある子会社の業績及び財政状態について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正したうえで、当社グループの連結計算書類に含めております。

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に期末日時点の測定単位に修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。

(5) 会計方針の変更

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第3号	企業結合	「事業」の定義を改訂
IFRS第16号	リース	新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免の会計処理に関する実務上の便法を追加

上記の基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

なお、当年度の連結計算書類は、一部の項目において、前年度の連結計算書類から表示方法を変更しております。

(6) 追加情報

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当年度において、たばこ事業における免税販売の減少、国内たばこ事業及び加工食品事業における消費動向の変化等が発生しております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大による影響は2021年度以降も一定程度継続するものの、各国の経済は緩やかに回復するものと想定しております。なお、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産	955,461百万円
のれん及び無形資産	953,767百万円
投資不動産	9,331百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	284,198百万円
------------	----	------------

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	1,923百万円
その他の金融資産	5,875百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 年 度 期 首 株 式 数(千株)	当 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 年 度 末 株 式 数(千株)
発行済株式 普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式 普通株式	226,197	0	442	225,755

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少442千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分239千株、ストック・オプションの行使203千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月19日 定時株主総会	普通株式	136,583	77	2019年12月31日	2020年3月23日
2020年7月31日 取締役会	普通株式	136,617	77	2020年6月30日	2020年9月1日

② 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

2021年3月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	136,617	利益剰余金	77	2020年12月31日	2021年3月25日

(3) 当年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

771,600株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連 結 財 政 状 態 計 算 書 計 上 額	公 正 価 値
	百万円	百万円
① 長期借入金	204,955	206,953
② 社債	702,292	750,417

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当社グループが発行する社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当年度末における投資不動産の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連 結 財 政 状 態 計 算 書 計 上 額	公 正 価 値
	百万円	百万円
投資不動産	4,744	13,956

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,421.92円
(2) 基本的1株当たり当期利益	174.88円
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	174.80円

7. 偶発事象に関する注記

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

(1) 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国外たばこ事業を買収した契約等に基づき当社が責任を負担するものをあわせて、決算日現在21件係属しております。

なお、カナダ・ケベック州の集団訴訟2件に関して、2019年3月にケベック州控訴裁判所により、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含む被告たばこ製造業者3社の控訴を棄却する旨の判決が下されました。ケベック州控訴裁判所は同判決において、被告たばこ製造業者3社に対して総額約1兆1,066億円（約137億カナダドル）の損害賠償を命じております（そのうち、JTI-Macの負担分は約1,434億円（約18億カナダドル））。これを受け、JTI-Macは「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」（以下、CCAA）の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認されております。これにより、JTI-Macが当事者となっているカナダにおけるすべての訴訟手続及び判決の執行は停止しております。また、JTI-Macは同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 個人訴訟

南アフリカにおいて、当社の被補償者に対し、1件の個人訴訟が提起されております。また、アメリカ合衆国において、当社グループ会社に対し1件の個人訴訟が提起されております。

② 集団訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社又は当社の被補償者に対し、8件の集団訴訟が提起されております。これらの訴訟手続及び判決の執行は、CCAA手続により停止しております。

③ 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、全10州（3準州を除く）の政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属しております。これらの訴訟手続は、CCAA手続により停止しております。

(2) その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっております。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社グループは2021年2月9日に公表しましたとおり、たばこ事業において、事業環境の変化への対応を強化し、持続的成長を目指していく観点から、競争力・収益力強化に向け、たばこ事業運営体制の強化に取り組むこととしました。

たばこ事業を取り巻く環境は、喫煙と健康の意識の変化、各国のたばこ税増税や喫煙規制の進展、RRP（注）市場の拡大や製品開発競争の激化等、お客様の嗜好も含め、大きく変化を続けております。長期的な視点での事業環境を見据えた上で、当社グループが今後も持続的成長を実現するためには、お客様志向を一層徹底し、紙巻たばこへの必要な投資を継続しつつ、HTS（Heated tobacco stick：高温加熱型の加熱式たばこ）への集中的な投資が必要不可欠であると認識しており、これらを効果・効率的に実行するため、現在の海外たばこ事業、国内たばこ事業の2事業体制を一本化することといたします。

加えて、日本市場におけるお客様への提供価値最大化に向けた競争力強化並びに過去数年に亘る事業量の減少や不確実性が高まる事業環境を踏まえ、事業基盤強化を企図した諸施策を実施いたします。

（注）RRPは、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品(Reduced-Risk Products)を指しております。

<たばこ事業の事業運営体制の一本化>

■目的：

- 成長カテゴリーであるRRPにおける競争力強化に向けたグローバルリソースの最大活用
- シンプルな組織構造のもと、意思決定のスピード向上及びより効果的かつ効率的な事業運営体制を構築
- グローバル視点での優先付けに基づいた迅速な資源配分により、お客様への価値提供を強化
- たばこ事業をグローバルに一体運営することにより、各マーケットが必要とする商品・サービスを迅速に供給
- グローバルベースでのベストプラクティスの共有・展開の活性化及びスピード向上

■施策概要：

- 日本市場を含むたばこ事業の本社機能を現在海外たばこ事業の本社機能を有するジュネーブ拠点に統合
 - ・たばこ事業に係る戦略策定・業績管理及び意思決定プロセスの機能・仕組みを統合
- 日本市場については、グローバルな事業運営体制のもと、主要市場の一つとして事業運営
- 既に統合しているR&D機能に加え、たばこ事業に係るサプライチェーン各機能（製造、原料、品質保証等）のレポートラインをグローバルに統合

たばこ事業の事業運営体制の一本化は2022年1月に実施する予定です。

<日本マーケットの競争力強化>

■目的：

- お客様満足向上に向けた体制構築

■施策概要：

- 事業環境の変化及びお客様の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、日本マーケット本社・支社機能・体制を刷新
 - ・マーケティング・セールス機能の更なる強化に向け、2022年1月に日本マーケット本社組織を改編
 - ・地域密着型の営業活動を更に推進するべく、2022年4月に支社体制を改編
「本社-支社-支店」の3階層から、「本社-支社」の2階層の構造へ変更（15支社-145支店体制から47支社体制へ再編）

<事業環境に適応した組織基盤構築>

■目的：

- 競争力を担保したうえで、国内事業量に応じた体制への見直し

■施策概要：

- 当社施策
 - ・国内営業組織の改編及び間接業務の効率化に伴う要員適正化を2022年4月に実施
 - ・当社九州工場（福岡県筑紫野市/たばこ製造工場）を2022年3月末に廃止
 - ・原料調達機能の最適配置

中四国地方原料本部（香川県高松市）・南九州地方原料本部（宮崎県都城市）の機能を2022年4月に西日本原料本部（熊本県合志市）へ集約

-グループ会社施策

- ・フィルター製造工場の廃止

日本フィルター工業（株）田川工場（福岡県田川市/フィルター製造工場）（以下、JFT田川工場）を2022年3月末に廃止

- ・ジェイティエンジニアリング（株）の清算

2023年4月にたばこに係るコアエンジニアリング機能を当社へ集約。加えて、システムインテグレーション事業及び外部向け事業からの撤退を実施の上、ジェイティエンジニアリング（株）を清算

<当社における要員適正化>

■目的：

- 日本マーケットの競争力強化及び事業環境に適応した組織基盤構築に伴う要員適正化

■施策概要：

- 当社社員1,000人規模の希望退職募集等を実施

- フィールドパートナー（営業活動の補佐業務に従事するパートタイマー）制度の廃止に伴う該当パートタイマー1,600人規模の退職勧奨等を実施

- シニア社員（定年退職後再雇用された契約社員又はパートタイマー）150人規模の希望退職募集を実施

- 上記要員適正化については、退職時期を2022年3月末として実施予定

上記に加えグループ会社においても、当社九州工場及びJFT田川工場の廃止に伴い退職勧奨等を実施する予定です。

本施策が2021年度の連結計算書類に与える影響については、工場閉鎖や希望退職募集等により一時費用として約370億円を見込んでおります。

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
					新事業開 拓事業者 投資損失 準備金	圧縮記帳 積立金	圧縮記帳 特別勘定	繰越利益 剰余金	
2020年1月1日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	378	45,373	1,747	992,930	1,059,205
事業年度中の変動額									
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入	-	-	-	-	377	-	-	△377	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩	-	-	-	-	△378	-	-	378	-
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-	2,924	-	△2,924	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	△6,586	-	6,586	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	-	327	△327	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	-	△1,747	1,747	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△273,200	△273,200
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	241,752	241,752
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△150	△150
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1	△3,662	△1,421	△26,514	△31,597
2020年12月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	377	41,711	327	966,416	1,027,608

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2020年1月1日残高	△492,469	1,403,136	7,283	5,390	12,673	1,556	1,417,365
事業年度中の変動額							
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入	-	-	-	-	-	-	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△273,200	-	-	-	-	△273,200
当期純利益	-	241,752	-	-	-	-	241,752
自己株式の取得	△1	△1	-	-	-	-	△1
自己株式の処分	963	813	-	-	-	-	813
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 （純額）	-	-	△3,213	6,799	3,586	△304	3,281
事業年度中の変動額合計	962	△30,635	△3,213	6,799	3,586	△304	△27,354
2020年12月31日残高	△491,507	1,372,501	4,069	12,189	16,259	1,252	1,390,011

計算書類の注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を除く）	38～50年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア	5年
のれん	10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には、一体処理によっております。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(11) 表示方法の変更

前事業年度において、特別利益に区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」につきましては、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては特別利益の「その他」に含めて表示しております。

(12) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

「連結計算書類 連結計算書類の注記 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (6)追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	14,173百万円
短期金銭債務	26,255百万円
長期金銭債務	3,830百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 428,375百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	社債	284,341百万円
------------	----	------------

(4) 保証債務

被保証者	保証金額 百万円	被保証債務の内容
JT International Financial Services B.V.	421,878	社債に対する保証 外貨建による保証 421,878百万円 (2,050百万ユーロ) (1,025百万米ドル) (400百万英ポンド)
JT International Company Netherlands B.V.	60,414	借入保証等 外貨建による保証 60,414百万円 (477百万ユーロ)
JT International Holding B.V.	34,274	借入保証等 外貨建による保証 34,274百万円 (270百万ユーロ)
JT International Hellas A.E.B.E.	27,891	借入保証等 外貨建による保証 27,891百万円 (220百万ユーロ)
JT International S.A.	11,001	借入保証等 外貨建による保証 11,001百万円 (57百万スイスフラン) (20百万ユーロ)他
その他 (54社)	126,532	借入保証等
計	681,991	

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	236百万円
--------	--------

(6) 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 当事業年度におけるたばこ税込の売上高は1,514,560百万円であります。

なお、たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額であります。

(2) 関係会社との取引高

売上高	51,669百万円
仕入高	55,995百万円
販売費及び一般管理費	49,949百万円
受取配当金	142,312百万円
営業取引以外の取引高	12,480百万円

(3) 研究開発費は、総額57,733百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

(4) 旧JTビル売却益は主に固定資産の売却損益であり、そのうち主なものは次のとおりであります。

土地売却益	49,655百万円
建物売却損	3,680百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千株)
自己株式				
普通株式	226,197	0	442	225,755
合計	226,197	0	442	225,755

(注) 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少442千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分239千株、ストック・オプションの行使203千株及び単元未満株式の売渡請求0千株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	29,375百万円
共済年金給付負担金	9,220百万円
子会社株式	12,232百万円
その他	31,668百万円
繰延税金資産 小計	82,495百万円
評価性引当額	△22,950百万円
繰延税金資産 合計	59,545百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△18,245百万円
繰延ヘッジ損益	△13,661百万円
その他有価証券評価差額金	△1,640百万円
その他	△12,485百万円
繰延税金負債 合計	△46,030百万円
繰延税金資産の純額	13,514百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.45%
試験研究費等の税額控除	△1.07%
その他	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.08%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科 目	期末残高
					資金の貸付	資金の返済受入		
子会社	テーブルマーク(株)	所有 直接100%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1、2	百万円	百万円	関係会社 短期貸付金	百万円
					32,065	31,003	関係会社 長期貸付金	31,744
	JT International Holding B.V.	所有 間接100%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1	—	54,780	関係会社 短期貸付金	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	TSネットワーク(株)	所有 直接85.25%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 1、2	百万円 —	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	百万円 213,367
	鳥居薬品(株)	所有 直接54.83%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 1、2	—	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	27,859
	JT International Financial Services B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	421,878	—	—
	JT International Company Netherlands B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	60,414	—	—
	JT International Holding B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	34,274	—	—
	JT International Hellas A.E.B.E.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 3	27,891	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付金利及び受入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. キャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の貸借については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
3. 債務保証は銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	782.73円
(2) 1株当たり当期純利益	136.27円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	136.21円

8. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類 連結計算書類の注記 8. 重要な後発事象に関する注記 に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。なお、計算書類に与える影響については、子会社に関連する施策及び会計基準に起因する差異はあるものの連結計算書類と概ね同額を見込んでおります。

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。